市内保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

緊急事態宣言後の市内保育施設等における保育の提供の縮小について (第2報)

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月10日付け「緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について」にて、保護者の皆様に登園の自粛を強く要請をさせていただいたところです。

小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、上記の要請期間を、下記のとおり**令和2年5月31日**まで延長することと決定いたしましたのでお知らせします。これに伴い、5月7日から5月31日の期間に保育の利用を希望される場合は、所定の書類を事前に園へ提出することとしましたので、ご注意ください。

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年5月31日(日)まで延長します。
- 2 対 象 全ての世帯を登園自粛要請の対象とします。

ただし、次の①又は②のいずれかに該当する世帯については、保護者が その理由を在籍している保育施設に申請することで、保育を継続して行い ます。

- ① 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員(成人)が従事しているなど、仕事を休むことが困難な場合
- ② ①以外の理由によるやむを得ない事情で家庭で保育ができない場合 ※ 保育を希望する場合は、「登園自粛期間における保育の利用申請書」又
 - は「園指定の書類」を在籍している保育施設に提出し、保育を利用する ための確認を受けてください。
- ※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合もあります。
- ※ 上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願い いたします。

また、発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846